

急がずにマナーと
ゆとりで交通安全

交通事故ゼロを目指して

問 市民課生活相談係 ☎43-7044

平成21年7月31日現在、今年の市内での交通事故は111件発生し、3人が死亡しています。昨年の同じ時期と比較すると1人減少していますが、死亡した3人は60歳以上で、うち2人が65歳以上の高齢者です。

また、交通死亡事故は夕暮れ時から夜間にかけて多く発生していて、薄暗い中での歩行中の事故が目立ちます。歩行者も運転手も、交通安全の意識を持ち、交通ルールを守って、交通事故ゼロを目指しましょう。

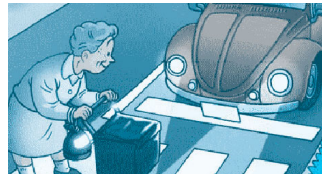
9/21(月) ~ 9/30(水)

秋の 全国交通安全運動

歩行者も運転者も交通ルールを守り、交通事故を起こさない遭わないようにしましょう。

「見える歩行者」になろう

夕暮れ時や夜間は、ドライバーから歩行者や自転車が見えにくくなります。夜間の交通事故を防ぐためにも、ドライバークラシフィックから見えやすい服装を意識し、反射材を付けるなど「見える歩行者」になりましょう。



全ての座席でシートベルト着用

平成20年6月に道路交通法が改正され、全ての座席でシートベルトの着用が義務付けられました。

チャイルドシートを使用するときは、お子さんの体形に合ったものを選び、正しく着用しましょう。



飲酒運転は重大な犯罪です

平成21年6月から、飲酒運転に対する罰則が大幅に強化されました。自分勝手な判断や甘えから事故を引き起こし、その重大な結果と責任に気付いた後では取り返しがつきません。飲酒運転は重大な犯罪です。絶対に止めましょう。

「幼児2人同乗用自転車」に限り幼児2人まで同乗が可能

秋田県道路交通法施行細則が改正され、7月1日から「幼児2人同乗用自転車」に限り、幼児(6歳未満)を2人まで同乗させることが出来るようになりました。

お子さんが2人いる保護者にとっては便利になりましたが、安全運転に心掛け、正しく使いましょう。(下図)

※これは、「幼児2人同乗基準適合車」に限り認められたもので、これまで市販されていた自転車と同乗可能にしたものではありません。誤った使い方をすると重大な事故につながります。



適合車にはこのステッカーが張られています

ヘルメットを着用させましょう

転倒したときの被害を軽減するためにも、同乗する子どもには「乗車用ヘルメット」の着用を努めましょう。



3人同乗



1人同乗+おんぶ
※おんぶできるのは4歳未満の幼児に限る



2人同乗



後ろまたは前に1人同乗

